



vol. 17 2003/2 発行所 酒井大史後援会・事務所 立川市曙町 2-34-6-803 TEL 042-528-6522



## 未来への責任 誰もが安心して暮らせる都政へ!!

*I never forget my first resolution.*

今年は都議会での活動も折り返し地点になります。この間、犯罪被害者支援や電子入札をはじめとする入札制度改革、都と市町村間の分権に係わる問題、また横田基地の問題等に取り組んで参りました。これらの課題は、まだ道半ばであり、今後とも継続して取り組んでいきたいと考えています。そして今年はこれらの課題にあわせて、都の情報管理と子供の権利について取り組んでいきたいと思っています。ニュース等で周知の通り、犯罪の低年齢化のみならず、いじめ、体罰、幼児虐待といった子供達を取り巻く状況が悪化する中で、子供の権利条約を踏まえ、子供の権利を明確化するために条例化しようという動きが各地で起こっています。現在都議会民主党の中でもプランニングチーム（以下PT）を作り検討を進めていますが、この子供の権利条例に関しては子供の権利を如何に規定するか等について、さまざまな議論があり、世論も分かれています。私自身、子供の権利を認めていくことは、子供たちが権利の主体であることを前提に、大人がこれをしっかりと守ると同時に、子供達自身も権利の主体であることをしっかりと考え方をしならざるを得ないことを認識させることが必要だと思っています。しかし、これらの議論の成熟を待つことの出来ない、急務の課題として、現に権利侵害を受けている子供たちの命を守る施策を都としても早急に講じていかなければならぬと思います。現在、それぞれの事案に応じて、警察署、児童相談所や各自治体による電話相談等によって対応し、都においても要綱を作り電話相談を行ってますが、その成果が十分に現れていないことは、近年の状況を見れば明らかです。そこで、都議会民主党のPTの中でも、もっと小回りがきき、責任ある対応が取れるよう、条例の提案を含め検討を行っています。大人も子供も安心して住める東京を目指し、今年1年間活動していきたいと思います。

また、今回は文書質問の結果を掲載しましたが、都議会では各会派の人数によって質問時間が決まるところから、都議会民主党の場合、本会議での質問は2年に1回程度しか回ってこないため、都議会で認められている文書質問を行いました。今後ともあらゆる方法を使いながら、都政の課題に取り組んでいきたいと思います。

なお、平成15年第1回定例都議会は2月5日より3月7日の会期で行われる予定です。また今議会では、予算委員会が設置されますが、酒井大史も委員として委員会に参加する予定です。

**東京都議会議員・都議会民主党副幹事長**

**酒井大史** だいし  
(34才)

インターネットにて情報発信中!!

議会日程など最新情報や紙面に掲載しきれない情報は、ホームページ版「Wecan.」をご覧下さい。<http://www.daishicom.com/>  
また都政についてのご意見も下記メールアドレスにお寄せ下さい。  
<mailto:sakai@daishicom.com>



# 文書質問



平成14年第三回都議会定例会において、「犯罪被害者支援と自死遺児対策について」「多摩の交通と多摩都市モノレールについて」の二点にわたり、文書質問を行いました。ここでは前段についての答弁書の内容をお知らせします。

## (犯罪被害者支援と自死遺児対策について)

### 1 犯罪被害者の経済的支援について

**質問①** 今年度より、犯罪被害者の初診料を負担することになり、被害者支援が一步進んだと思うが、その額は1件1万円を上限とし、720件分である。前段で示した数字からもさらなる拡充が必要であると考えるが、診断書料とあわせて初診料負担の拡充について、今後の計画を伺う。

**回答** 警視庁では、平成12年度から、犯罪事実を立証するための疎明資料として、被害者に診断書の提出を求めた場合には、被害者の請求に基づき診断書料を支出しております。

これまで、被害者が犯罪行為を誘発するなど、診断書料を支出することが社会通念上適切ではない場合や、他の公的給付により診断書料が支出された場合を除き、請求のあった被害者には全て支出しており、当面、拡充の必要性はないものと考えております。

また、診断書を作成するための診察料についても、平成14年4月からその一部を負担しておりますが、同制度を運用して間がなしたことから、今後の運用状況を見据えながら、拡充の必要性の有無について検討を行ってまいりたいと考えております。

**質問②** 被害者の経済的損失について、加害者に資力がない場合、被害者がその負担まで負う状況になつてゐるが、この状況について、都の見解を伺う。また、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律でカバーできない被害者への経済的支援の必要性についての都の考え方と、取組について伺う。都が被害者に代位して加害者に求償できる制度を作る必要もあると考えるが、見解を伺う。

**回答** 加害者側から損害賠償が得られない犯罪被害者又は遺族に対しては、国の犯罪被害者給付金制度に基づいて経済的支援が行われています。平成13年には、「支給対象の拡大」「支給額の増額」など、内容の大幅な拡充が図られています。

犯罪被害者給付制度の支給対象等の拡大や、行政が代位して加害者に求償できる制度の創設については、国の犯罪被害者給付金制度の中で検討されるべきと考えております。

**質問③** 経済的支援策として、交通災害共済保険制度のような共済制度の犯罪被害者版を自治体に働きかけ、創設していく考えはないか、伺う。

**回答** 自治体の共済制度は、各自治体が、必要性、加入者の見込み、財政状況等を勘案して、事業運営を行っています。

犯罪被害者版の共済制度を創設することについては、区市町村において、対応すべきものと考えております。

## 2 犯罪被害者の心のケアと組織の整備について

**質問①** 今後、犯罪被害者の特に精神的負担を軽減していくための対策拡充に向け、NPO法人を活用していく考えがあるのか、伺う。また、NPO法人の育成については、どのように考えているのか、見解を伺う。

**回答** 都においては、民間の非営利被害者支援団体として、社団法人被害者支援都民センターが平成12年4月に設立されております。この団体は、平成14年5月に、都公安委員会から、「犯罪被害者等早期援助団体」として指定を受け、警察から情報提供を受け、能動的に被害者にアプローチし、早期に精神的支援を行うなど、各種支援活動を行っております。

なお、都は、NPO法人など社会貢献活動を行う団体等について、行政との協働を推進していくという観点から、総合的な支援策を講じています。

**質問②** 犯罪被害者支援を進めていくため都内自治体との連携も必要と考えるが、現在、自治体との連絡調整はとっているのか、伺う。また、警察署を中心としたネットワーク以外に連絡体制がとれていない場合、現状認識を進めることや役割分担など、具体的な実質的な対策について自治体と連携を取っていく必要があると考えるが、見解を伺う。

**回答** 警視庁では、東京都の各部局をはじめ、東京地方検察庁、(社)被害者支援都民センター、(社)東京都医師会、東京弁護士三会等による「東京都犯罪被害者支援連絡会」や、三宅島署を除く全ての警察署に、市区町村等の公的機関、病院、不動産業者等からなる96の「警察署犯罪被害者支援ネットワーク」を創立し、緊密な連携を図りながら、情報交換や被害者支援活動を行っております。

引き続き、会員の被害者支援意識の高揚を図るとともに、関係機関・団体等との連携による被害者支援活動の充実に努めてまいりたいと考えております。

**質問③** 都庁において、警視庁以外に、犯罪被害者支援を担当するセクションは存在するのか、伺う。経済的支援、自治体との連絡、医療機関との連携をとるための担当を創る必要があると考えるが、見解を伺う。

**回答** 東京都においては、警視庁犯罪被害者支援室のほか、犯罪被害者の支援については、個別具体的な事案に即して、所管する局で対応しております。

また、東京都犯罪被害者支援連絡会のもとに関係者が協力して、被害者相談等の支援活動への取組を強化しています。

都としては、今後とも、警視庁、所管各局、関係機関相互の連携の強化を図りながら、犯罪被害者対策の充実に取り組んでいきます。

**質問④** 学校教育の中で、生徒が被害者の人権について考える時間を持つよう、指導はしているか。被害者支援・人権に関する教育の必要性についての都の見解を伺う。

**回答** 都教育委員会は、教育目標・基本方針に基づき、「人権の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、『《人権教育のための国連10年》に関する国内行動計画』を踏まえるとともに、『東京都人権施策推進指針』等に基づき、人権教育を推進する。」ことを、平成14年度の必要施策としています。そして、「人権施策推進指針に示された、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育等を通じて、人権教育を効果的に進める。」こととしております。

これらを踏まえ、人権施策推進指針に示された課題について、児童・生徒の発達段階に応じて指導するよう学校を指導しています。

さらに、今年度末に全教員に配布する教員用指導資料の中に犯罪被害者やその家族についての指導事例等を掲載し、児童・生徒が犯罪被害者やその家族を支援する態度を育てるよう各学校に働きかけていく考えです。

### 3 医療機関との連携について

**質問①** 犯罪被害者支援と犯罪捜査の観点から、都立病院等との連携は取れているのか、伺う。

**回答** 警視庁では、三宅島署を除く全ての警察署に96の「警察署犯罪被害者支援ネットワーク」を設立して、その殆どに都立病院をはじめとする病院や診療所が加入しており、被害者の立場からの支援策として、医療機関との連携を図っております。

**質問②** 都立病院の中に犯罪被害者のための配慮はされているのか、伺う。

**回答** 都立病院においては、すべての患者に対し、精神的及び身体的状況に十分配慮した適切な医療の提供に努めており、診療の過程で得た個人情報の秘密を守り、プライバシーが侵されることのないよう厳正に取り扱っています。

このことは、犯罪被害者の方々においても同様です。

なお、都立病院では、犯罪被害者の方々への支援等に資するため、福祉指導職を中心に、健康局が主催する医療社会事業従事者研修に参加しているところです。

今後とも犯罪被害者の方々に対し、十分配慮してまいります。

**質問③** 都立病院や他の医療機関に対し、犯罪被害者への対応マニュアル等を作り、提示しているか。また、行っていない場合、その必要性について見解を伺う。

**回答** 都としては、犯罪被害者に対して身体的、精神的に様々な支援が必要であると考えています。

現在、医療機関に対する犯罪被害者への対応マニュアルについては作成していませんが、これまで医療従事者を対象とした研修の中でも犯罪被害者の支援に関

連したテーマを取り上げ、意識啓発を行ってきたところです。

医療機関向けの対応マニュアル等の作成についても、必要な支援の一つであると考えており、今後、関係機関と調整しながら積極的に検討していきます。

### 4 自死遺児対策について

**質問①** 働き盛りの方々の自殺も増えているが、自殺者予防への対策は考えているのか、伺う。

**回答** 自殺の背景としては、家庭や職場でのトラブルやストレス、金銭などの経済的問題、本人の病気など様々なものがあり、また、自殺者の多くは、心の悩みや抑うつ状態、うつ病など精神医学的な問題を抱えていることが知られています。

これらの心の病気の多くは、現代医学では治療が可能であり、このため本人はもとより、家族や周囲の人々が本人の呈する兆候を早期に察知し、相談機関や医療機関に相談し、早期の受診、治療に結びつけることが何よりも重要です。

そこで都では、精神保健福祉センターや保健所において、関係機関とも連携を図りつつ、心の病気の早期発見、早期治療の援助や心の健康づくりなどについて、電話相談、面接相談、訪問相談や都民を対象としたうつ病に関する講演会等、各種事業を行っているところです。

今後とも、パンフレットの配布やインターネットなどを活用し、広く都民の方々にきめ細かくこれら事業の周知を図っていきます。

**質問②** 自死遺児に対する経済的支援に関して所見を伺う。

**回答** 自死遺児に対する経済的支援につきましては、国の制度の遺族年金や児童扶養手当の支給、さらに、都独自の制度の児童育成手当の支給などにより対応しています。

そのほかに、母子福祉資金やひとり親家庭私立高等学校入学金など、就業資金や子どもの進学などのための貸付けを行っています。

また、不測の事態に直面した自死遺児が適切な支援を受けられるよう、「ひとり親家庭のしおり」の配布や警察等関係機関への制度の周知を図っています。

都といたしましては、親を亡くした原因にかかわらず、すべての遺児が安心して生活ができるように、多様な施策の展開を図っているところであります。今後とも適切に対処してまいります。

**質問③** 遺児の心のケアについて、都としての対応と今後の計画を伺う。

**回答** 都では、精神保健福祉センターや保健所等においてPTSD（心的外傷後ストレス障害）などの心の病や心の健康づくり等についての相談を行っており、自死遺児に対する心のケアについても、この相談の中に対応しております。

また、都民の方々に、この相談事業を周知するとともに、併せて、遺族の方々が、接すると思われる関係機関へのパンフレットの配置を検討していきます。

# 総務委員会



## 都と市町村との関係（都から市町村への分権）について <総務局・11月7日>

○酒井 まず初めに、平成12年度以降における東京都から市町村への分権、また権限移譲について、地方分権一括法によるもの、また改正地方自治法に基づく都条例による事務処理特例によるもの、それぞれどのくらいの項目の移譲が行われているのか、まず初めにお伺いします。

○反町行政部長 平成12年4月1日以降、地方分権一括法に基づきまして、法令により都から市町村へ移譲された事務は、児童扶養手当の支給に関する事務など12項目でございます。

また、事務処理特例制度により都から市町村へ移譲した事務は、都市計画法による開発行為、建築等の規制に関する事務など51項目でございます。

○酒井 詳細を聞く前に、東京都は、同じ地方公共団体である市町村との関係を基本的にどのように考えているのか、初めに確認をさせていただきます。

○反町行政部長 住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体の判断と責任で行うという地方分権の理念を実現するために、区市町村の事務、権限の拡充が必要であると考えております。

このような観点から、都は、区市町村を包括する広域的な自治体といたしまして、また区市町村は基礎的な自治体といたしまして、それぞれが対等、協力の関係のもとで地域における住民ニーズに的確にこたえていくことが必要であると考えております。

○酒井 今ご答弁をいただきました東京都と市町村は、対等、協力の関係のもとに進めていくということを念頭に置いて質問をさせていただきますが、最初に質問いたしました事務事業の移譲に伴い、東京都としては市町村にどの程度の財源措置を行っているのか。

○反町行政部長 事務処理特例制度により移譲された事務の財源につきましては、平成13年度の事務処理特例交付金として約14億80万円を市町村へ交付しております。法令により移譲された事務の財源につきましては、地方交付税の基準財政需要額に算入されまして国が措置をしております。

○酒井 8月から児童扶養手当の支給に関する事務が移譲されているが、一点に絞って、この権限移譲に伴い都の経費といったものは年間どの程度軽減をされているのか、お伺いいたします。

○反町行政部長 都が負担していた四分の一相当分を市が負担することとなったため、平成13年度支給実績ベースで年間約24億円が軽減されることになります。

○酒井 東京都は約24億円軽減がされるということですが、受ける側の市町村、特に地方交付税の不交付団体の市においてはそのまま負担が増大をしている。現状の財源措置について、都の支援を求めているようですが、どのように考えているのか。

○反町行政部長 ご指摘のとおり、交付税措置だけでは不交付団体にとって事实上財源措置となり得ないため、市町村に不満があることについては、都としても認識しています。

しかし、法令に基づき移譲される事務につきまして、国が交付税という財源措置を行っている中でこれに上乗せをするような措置を講ずることは適切でないと考えております。

○酒井 国で法律を決められて、それに伴って行われているわけですから、ある程度仕方ないかなという思いもありますが、市町村への権限移譲に伴う財源措置について、今後東京都としてはどのように対応していくつもりなのか、改めてお伺いします。

○反町行政部長 法令により移譲されます事務につきましては、地方交付税による措置のみでは不交付団体にとって事实上財源措置となり得ないことから、従来より、都としても財源移譲を国に求めているところでございます。今後も、地方分権の推進の観点から、市町村とともに、国に対して働きかけを行ってまいります。

また、事務処理特例により移譲する事務につきましては、市町村における事務処理に支障がないよう、今後とも適切に財源措置をしてまいります。

○酒井 今のご答弁を受け、二点、ご要望を申し上げますが、この事務処理特例交付金については、東京都の算定基準と市町村の実際にかかる金額に乖離が生じ、不足が生じているという意見が市町村からも出ております。地方分権の観点からも、その算定方法について適切に見直していただきたいということとあわせて、もう一点、法令によるものに関して、地方交付税の基準財政需要額に算入され国が措置をしているという話でしたが、この点については、それに対応する意味での基準財政収入額の見直しも移譲も行われていない。この点については、シャウブ勧告時の税配分の見直しにもかかわることですが、東京都としても、先ほどの答弁の中でもありましたように、市町村の財源確保のためにともに協力をして、その問題について積極的に取り組むようにご要望を申し上げたい。

次に、東京都と市町村との関係にかかる問題として区市町村振興基金制度がありますが、これについて、現在、貸付金は幾らぐらいあるのか、また、そのうち利率が6%を超える高率のものはどの程度あるのか、お伺いします。

○反町行政部長 区市町村振興基金の平成14年3月末における貸付額は、市町村分で2154億44百万円余でございます。そのうち6%以上の貸付額は、1億65百万円余となっています。

○酒井 この制度は、国の起債制度を補完をするものとして、区市町村にとって大変大きな役割を担っていると思います。しかし、市町村にとって、6%の時代の借り入れについては、その金利負担が大変重くなっていると思います。現在では1.6%の利率で、経常収支比率が90%以上の自治体について一部借りかえを認めているようですが、この借りかえの問題について、今後緩和をしていく考えがないのか、お伺いします。

○反町行政部長 平成13年度に創設した借りかえは、7%以上は全団体、6%以上については経常収支比率90.9%以上など一定の条件に該当する団体を対象に実施いたしました。

結果として現在6%以上の貸付金が残っておりますのは、武蔵野市、三鷹市、それと災害貸付として毎年度利子減免を行っている三宅村の計3団体でございます。

借りかえの対象外となった2団体につきましては、財政状況が良好で、繰り上げ償還を選択することが可能であることから、現時点では、借りかえ条件の緩和策は考えておりません。

○酒井 確かに、今回対象外となった、武蔵野市と三鷹市については、比較的財政力があることから、繰り上げ償還での対応も不可能ではないかもしれません、繰り上げ償還となると一時的に償還財源が必要となるのは事実であります。

一方、それ以外の市町村においても、6%は超えないまでも6%に近い高利率の貸し付けのものもあり残っているのが実態だと思います。

この振興基金の借りかえについては、市長会、また町会から、低利への借りかえを認められたいという要望も出ています。将来の貸付額の減少といった難しい問題もあるわけですが、東京都の手持ちのお金を貸しているわけですから、借りかえを認めて逆ざやが発生するようなことはないわけですので、今後の市町村財政の負担軽減を図るためにもぜひ前向きにご検討していただきたいということを、今回は要望としてとどめさせていただきます。

## 横田基地の日米軍民共用化と空域問題について

<知事本部・11月14日>

○酒井 まず、都としての横田基地の将来像について、お伺いします。

○高島特命担当部長 東京構想2000におきまして、全面返還を求めてつづり返還までの対策として民間航空利用の実現を図ることにより、首都圏西部地域の空港の利便性の向上及び多摩地域の活性化を図るというふうにさせていただいております。

また、多摩の将来像2001におきましても、民間航空利用によりまして広域的交通ネットワークが強化され、地域経済が大きく発展していくとの将来像をお示ししています。

○酒井 返還までの過渡的な政策として日米の軍民共用化があると思うわけですが、軍民共用化の具体的なメリットはどこにあると考えているのか。

○高島特命担当部長 私どもは、この横田基地の民間航空利用におきます共同利用の実現は、あくまで返還に向けたステップの一つ、また、返還に対する一つの大きな促進剤となると考えております。

その中で、共用化の当面の具体的なメリットといたしましては、一つは、多摩地域の経済振興を初め首都圏の経済活性化が図られること、

二つとしまして、多摩地域など首都圏西部の広範囲な地域での空港利用の利便性が高まること、三つ目としましては、この横田飛行場という、四千メートル級の滑走路でございますけれども、この施設を有効活用することにより、首都圏の空港機能を補完することができることが挙げられると思っております。

○酒井 民軍共用化への具体的なプロセスについてはどのように考えているのか。

○高島特命担当部長 先般、議会でもご報告させていただきましたが、知事が訪米いたしまして、その結果、横田基地の問題につきまして、政府間の協議の重要な問題として登録されるべきと、アメリカ政府の要人にも理解を得たというところでございます。

これを受け、都は、国が積極的に取り組み、政府間交渉を始めるよう、強く働きかけていきたいと思っています。

○酒井 本会議での知事の報告のニュアンスだと、登録ができたと確信をしているといっている程度で、相手方が登録をするとまではいっていないのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、登録をするということは、具体的にどのようなアクションを今後行っていくということなのか、お教えいただきたい。

○高島特命担当部長 知事訪米の相手方の発言内容の詳細につきましては、外交交渉という性格上、必ずしもすべて明らかにできないということはご理解賜りたいと思いますが、政府間の協議の重要な問題として登録されるべき問題であるという理解、認識を米政府、米政府要人に得たものと認識しております。

今後の具体的なアクションでございますけれども、国において積極的にアメリカ政府と交渉するよう働きかけてまいりたいと思っております。

○酒井 今後、具体的に国へどのような働きかけを行っていくのか。

○高島特命担当部長 知事みずから小泉総理のところに足を運びまして、訪米結果をご報告し、政府においての取り組みを要請したところでございます。

また、私ども事務方といたしましても、北米局の政府高官、また、防衛施設庁、北米局の課長級の担当者等にも、国において取り組みをしていただけるようお願いし、働きかけてきたところでございます。引き続き努力してまいりたいと考えております。

○酒井 都知事が総理大臣に働きかけを行ったということですが、それに対する国の反応といったものは、具体的に出てきているのか。

○高島特命担当部長 知事の訪米結果の報告につきましては、国の政府当局においても十分ご認識していただいたものと考えております。しかしながら、具体的に、反応というのは、現在、國の方からまだ返ってきておりません。

○酒井 民軍共用化の問題について、地元自治体に対して具体的な提案や説明は行っているのか。

○高島特命担当部長 パンフレットやホームページなどにより、一般住民の方にも幅広く情報提供を行うように努めてきた。引き続き努力してまいりたいと思います。

○酒井 総論としてはわかりますが、個別具体的な課題についての言及がちょっと乏しかったと思いますので、何点かお伺いします。

メリットの一つとして、「國の予算編成に対する東京都の提案要求」という冊子の中でも、周辺地域の経済の活性化に言及をされていますが、どの程度の経済効果が上がると試算しているのか。

○高島特命担当部長 横田飛行場の民間航空利用によりまして、経済波及効果が約1,380億円、それから、雇用創出効果は約8,300人と推計している。

○酒井 一方、デメリットとして、進入路直下の住民にとっては、さらに騒音が進むと心配をされるのではないかと考えますが、軍用機と民間機の離着陸距離の違いであるとか、また、エンジン性能の違いなど、住民に説明できるだけの情報収集やシミュレーションといったものは行っているのか。

○高島特命担当部長 一般的に民間航空機については、エンジンの消音装置や運航方法、飛び方の問題の解決により、かなりの低騒音化の工夫がなされている。騒音の影響範囲は、軍用機より相当狭くなっていることが報告されています。このことにつきましては、パンフレットやホームページ等によりまして、住民の方々にその情報を広く知りたいだけるよう努めています。

○酒井 騒音の問題については、パンフレットの中で、どの程度の騒音があるのかといったことが示されているが、当該地域、具体的には昭島市であるとか瑞穂町といった、その地域の地図上で、軍用機と民間機の騒音の範囲の違い等も明示をしながら説明する必要もあると思います。ぜひ都民、住民に知ってもらう努力の中で検討していただきたいと

思います。

○酒井 この横田基地の軍民共用化実現への道のりといったものは、この横田基地の性格が、航空機を百四十機擁する太平洋空軍最大の部隊である第五空軍の司令部があり、また、在日米軍司令部も所在をすることからも、まだまだその道のりは遠いと思います。そこで、知事も提案をしているもう一つの課題、横田空域の返還について、お伺いします。

まず初めに、横田空域の返還について、この間どのようなアクションをとってきたのか、お答えいただけます。

○高島特命担当部長 国、また全国知事会、渉外知事会とも連携し、この問題については国に働きかけております。今後とも、国において米当局と断固とした交渉を行うよう強く求めてまいりたい。

○酒井 この横田空域の問題については、先般の知事の訪米の際には議論をされたのか。

○高島特命担当部長 議会での報告の中で、横田問題と表現させていただいていますが、その中には、横田飛行場の共同利用のみならず、横田空域の問題も含まれていると認識いたしております。

○酒井 この問題は、日米地位協定、第六条にもかかわるものですので、現状における国の反応等も含めて、どのような働きかけを展開していくのかお答え下さい。

○高島特命担当部長 扇国土交通大臣が国会審議の中で、横田等について進入管制業務の我が国への移管が実現するよう引き続き粘り強く交渉していきたい旨の積極的な答弁もされております。国において積極的に取り組まれるよう、さらにお願いしてまいりたい。

○酒井 この問題は、本来、国が率先して行うべき問題でありますが、今後、東京都としてどのような決意と計画を持って対応していくのかお伺いするとともに、石原知事は国会議員時代に運輸大臣、環境庁長官といった政府の要職も務められておりましたが、当時、これらの問題について提起をしたことがあるのか、お教えをいただきたい。

○高島特命担当部長 国において米政府と積極的に交渉していただけるよう強く働きかけてまいりたい。また、あわせて、地元自治体、都民の皆さん方にご理解いただけるよう、啓発普及等に努めてまいりたい。

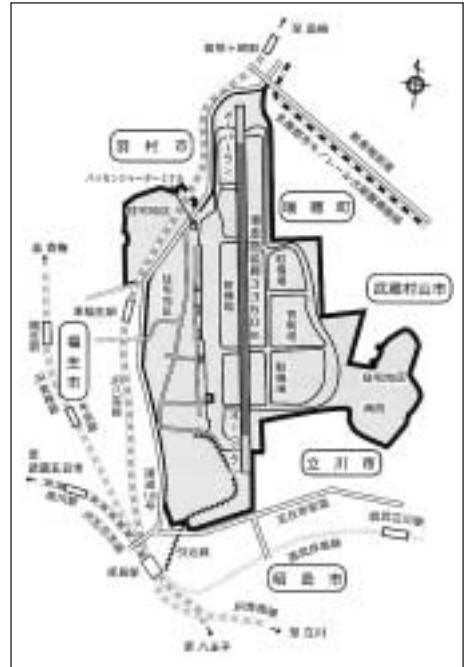
それから、知事の国会議員時代のお尋ねでございますが、これにつきましては、国会議員時代から、横田基地問題につきまして、さまざまな場で問題提起をされてきたというふうに承知いたしております。

○酒井 最後に、本日の質問に対する答弁をお聞きする中で、国等への働きかけを行っていくことについては十分理解ができたわけですが、この計画の発表当時、ほとんどの首長が賛意を示さなかった地元自治体への説明や、特に地域住民への説明といったものがまだ足りないよう思われます。地元自治体や地域住民に対する誠意ある説明、対応を求めるところですが、どのような手順で地域住民等の理解を得ていくのか、都としてのお考えをお聞きします。

○高島特命担当部長

都としては地元の住民、また自治体の方々に十分説明し、理解を得ながら、そして、国に対して積極的に働きかけてまいりたいと思っております。

今後とも、いろいろな機会を利用して、委員ご指摘ございましたこの課題の重要性にかんがみ、地元自治体、地元住民の理解が得られるよう努力してまいりたいと考えております。



## 都議会レポート

このコラムでは都議会民主党で発行している都議会情報の一部を紹介します。

### 危機管理の強化と犯罪被害者対策の充実を！

私たちは、先の都議会において、災害対策のみならず多様な危機に対応できる体制の充実・強化を求めてきましたが、今回、私たちの要求を受け入れた新たな危機管理対策が実現しました。

加えて重要なのが、日常生活における危機管理の拡充です。人命にかかるような凶悪犯罪が増加の一途をたどっています。私たちは、今回もこの問題を取り上げ、犯罪抑止対策強化を強く要望しました。また、犯罪被害者に対する支援策の拡充についても都独自の支援制度の創設を提言し、前向きな答弁を引き出しました。

### 養育家庭へのサポート強化

都では、全国に先駆けて、29年前から養子縁組を前提としない「養育家庭」（里親）制度を進めてきました。

しかし、保護が必要な子どもは増えているのに、養育家庭の登録数はあまり増えていません。

また、保護を必要とする子どもの抱える問題が深刻化している一方で、こうした子どもを育てる里親へのケアやサポートは十分とはいえません。

私たちは、児童相談所機能の一層の強化とともに、里親支援策の充実を求め、都も前向きな検討を約束しました。

### 都営住宅条例を改正 期限付き入居を拡大

昨年、都が、国の制約が及ばない都営住宅に導入した期限付き入居制度は、都民の関心も高く、その充実が求められていました。

法律では、これを都営住宅に一般的に適用することはなじまないと解されていることから、今回の条例改正案は、この制度を限定的に導入するというものでした。

私たちは、条例改定に賛成するとともに、期限付きの

入居の拡大に向け、法改正を求める意見書を提案しましたが、一部の会派の反対から、成立しませんでした。

私たちは、引き続き、都営住宅への都民の公平性な利用の確保に取り組んでいきます。



### 食品安全条例の制定に 消費者参加の確保を

長年にわたる私たちの主張を受け、石原知事は15年度予算の編成にあたり「食品の安全」を重要施策の一つに掲げています。

都は現在、リスクコミュニケーションを行う機関として、食品安全情報評価委員会（仮称）の設置を決めています。私たちは当委員会の設置にあたっては、消費者の参加を確保することが絶対条件と主張、また食品安全条例の制定を急ぐよう強く要望しており、都も私たちの主張にそって準備を進めることとなりました。

### 商店街の元気が東京の元気 都の振興策の再構築を

私たちは、これまでの都の商店街振興予算がバラマキになりがちだと指摘し、区市町村と連携しながら商店街の将来を見据え、戦略的・計画的に施策を展開するよう求めてきました。

今回、都は、私たちの主張に沿った形で商店街振興策の再構築を打ち出そうとしていますが、私たちは、さらに個店の改善・活性化や次代の商店街を担う人材育成への支援策の創設などにより、より包括的で、充実した商店街振興策の展開に取り組んでいきます。



## アンケート



## あなたの声を活動に!! アンケートにご協力下さい

あなたのご意見やご要望を、酒井大史の活動や政策づくりに活かしていきたいと思います。  
極力選択方式にしましたので、是非ご協力下さい。  
送信先 (FAX 042-528-6525)

[設問1] あなたが、最も関心を持っている分野は、次の内どれですか？

1. 立川市政 2. 東京都政 3. 日本の国政 4. 世界の政治 5. その他 ( )

[設問2] 都議会議員として、まず第一に取り組むべき課題は次の内どれと思いますか？

1. 東京都全体に係わる課題 2. 多摩に係わる課題 3. 立川市に係わる課題  
4. あなたの町に係わる課題 5. 国政に係わる課題 6. その他 ( )

[設問3] 東京都政において、現在欠けていると思う課題は何ですか？(複数回答可)

1. 福祉(高齢者・障害者・子育て) 2. 医療・健康 3. 教育(家庭・学校・社会)  
4. ゴミ・産業廃棄物 5. まちづくり(公園・道路) 6. 住宅(公的・民間)  
7. 中小企業・商店街支援 8. 文化芸術振興 9. NPO・NGO支援 10. 防犯・防災対策  
11. 犯罪被害者・自死遺児支援 12. 交通対策 13. 子供の権利救済 14. 労働環境対策  
15. 行財政改革(都庁サービス・入札制度・IT化・情報公開・その他)  
16. その他 ( )

[設問4] 東京都政において、積極的に取り組んで欲しい課題は何ですか？(複数回答可)

1. 福祉(高齢者・障害者・子育て) 2. 医療・健康 3. 教育(家庭・学校・社会)  
4. ゴミ・産業廃棄物 5. まちづくり(公園・道路) 6. 住宅(公的・民間)  
7. 中小企業・商店街支援 8. 文化芸術振興 9. NPO・NGO支援 10. 防犯・防災対策  
11. 犯罪被害者・自死遺児支援 12. 交通対策 13. 子供の権利救済 14. 労働環境対策  
15. 行財政改革(都庁サービス・入札制度・IT化・情報公開・その他)  
16. その他 ( )

[設問5] あなたの町やあなたにとって一番の課題は何ですか？(自由回答)

[設問6] こどもの権利条例の制定について、ご意見をお願いします。

[その他] ご意見・ご提言

差し支えなければ、お名前、住所、電話番号などご記入頂ければ幸いです。

なお、集計の都合上、町名と性別、年代だけはご記入下さい。

送信先 : FAX 042-528-6525 またご連絡頂ければ、事務所にて回収に伺います。

氏名(ふりがな)	性別	年代	住所
	男・女		立川市
電話	FAX	Eメール	

## 視察・勉強会



○佐賀県警・NPO法人VOISS  
「犯罪被害者支援について」8月21日～（被害者支援を創る会のメンバーにて：近年、犯罪被害者支援の気運が高まり、各警察本部においても予算措置がされるようになってきましたが、女性警察官が少ないと民事不介入の原則などにより、ストーカーやDV被害者への対応が効果的に取れない状況もあります。そこで、佐賀県警では、被害者との電話・面接相談、公判等への付き添い、弁護士・カウンセラー等の紹介、広報啓発活動等をNPO法人に事業委託し、小回りの利く被害者支援を行っています。）

## ○都外福祉施設

「児童養護・知的障害者（児）施設について」9月9日（都議会民主党暮らし部会にて：千葉県八街市にある児童養護施設・八街学園と袖ヶ浦市にある知的障害者（児）施設・千葉福祉園を視察しました。いずれも都の施設でありながら都外にある施設です。）



○都内「アメ横」9月18日  
(都議会民主党一期生の会メンバーにて：商店街振興について)



## ○立川警察署

「警視庁における犯罪被害者支援について」11月15日

（被害者支援を創る会にて：立川警察署のご協力を頂き、被害者支援を創る会のメンバーの勉強会を行いました。この勉強会については、行政マンにも問題意識を持ってもらいたいとの思いから、立川市にも声を掛けた所、2名の職員が参加して下さいました。）



## ○都内「東京スタジアム」12月3日

（都議会民主党一期生の会のメンバーにて：東京スタジアムはその運営経費を得るために、命名権＜ネーミングライツ＞を5年間・12億円にて味の素に売り、今年3



月より味の素スタジアムという名前になります。自治体における新たな広告収入として注目されています。）

## 酒井大史を支えて下さる 皆さまへのお願い

- その1 立川市にお住まいのお友達の方をご紹介下さい！
- その2 空いた時間やお休みの日にビル配りなどをボランティアでお手伝いして下さる方を待っています！
- その3 未使用の切手や文具類などを寄付していただけますと助かります！
- その4 お友達とのサークルやお茶飲み会に、酒井大史を呼んで下さい！（都政報告等もいたします）
- その5 酒井大史後援会会員・シンクタンクメンバー募集！

### ● 後援会入会のお願い ●

酒井大史とともに市民参加の政治を築くため、あなたのお力を貸して下さい。また、あなたの意見もお寄せ下さい。

- 会費 1口 500円/年
- その他 カンパなどして頂ければ助かります。
- 振込先 ① 名称「酒井大史後援会」  
② 多摩中央信用金庫 本店（普）5106462  
または郵便振替「00160-5-729481」

お問い合わせ先 ☎ 042-528-6522

### ●Profile●

昭和43年5月8日生まれの34歳。O型。  
立川市立第2小・中学校卒。都立武蔵村山東高校卒。中央大学法学部を普通の成績で卒業し、伊藤忠建機（株）入社、本社管理部に配属。平成6年3月市議選出馬のため退社。  
平成6年6月19日立川市議会史上最年少（26歳1ヶ月と11日）にて当選2期、厚生・文教委員長を歴任。平成13年6月11日都議選出馬のため辞職。

平成13年3月中央大学大学院法学研究科博士前期課程修了。修士論文「地方自治体における電子取引活用基盤の法的研究」。平成13年6月24日東京都議会議員選挙初当選。

総務委員会委員。都議会民主党副幹事長。

民主党東京都第21区総支部幹事長。

行政書士。東京都行政書士会立川支部相談役。

立川市柔道連盟顧問。東京都立川倫理法人会顧問。

北多摩西（立川）BBS会員。立川青年会議所会員。

趣味は、テニス、野球、スキー、茶道、MAC。著書は、共著「はじめよう！被害者支援」被害者支援を創る会。

身長：175cm 体重：82kgぐらい